

広域化予防接種の請求に関する留意事項について

次の点に留意の上、国保連合会へ提出していただきますよう、よろしくお願いいたします。

1 予防接種請求総括表及び予防接種請求書について

- 総括表及び請求書・請求書(続紙)の送付依頼は、広島県医師会地域医療課(082-568-1511)へお願いします。(※総括表はコピー可ですが、請求書・請求書(続紙)はコピー不可です。)
- 総括表及び請求書は、月遅れ請求の場合、当該請求分と合算して集計してください。(※請求書は1市町につき1枚となります。)
(例) 2020年4月接種分を2020年6月に請求する場合
2020年6月請求は、5月接種分が当該請求分になるため、総括表及び請求書の接種月欄は「2020年5月分」とし、4月接種分と5月接種分を合算して集計してください。
なお、4月接種分のみの場合も、6月に請求する場合は「2020年5月分」と記入することになります。

2 予防接種請求書、予防接種券及び予診票について

- 請求書の合計は、合計(A)欄及び合計(A)+(B)欄の両方に記入してください。
- 請求書の患者負担額欄については、0円であっても「0」を記入してください。
- 「予診のみ」の請求がない場合、請求書(続紙)の提出は不要です。
- 請求書及び接種券は、黒ボールペンで記入してください。
- 請求書及び接種券の「□」記入枠を訂正する場合は、「□」枠を機械で読み取るため、二重線等での修正ではなく、修正テープ等により上書きし、「□」枠内に納まるように記入してください。(※枠は消えても構いませんが、枠を手書きで書き直さないでください。)
- 接種券は機械に通すため、接種券と予診票をホッチキスやノリでとめないでください。
- 接種券は接種コードごとにまとめてください。(※月遅れや返戻分も一緒に含めます。)
- 接種券と予診票の並び順は、同じ被接種者順にしてください。
- インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌ワクチンの予診票については、被接種者が自署できない場合に代筆する欄がありますが、代筆者は、被接種者自署欄に①被接種者氏名を代筆し、②代筆者氏名及び③続柄の3項目を記入していただくことになっていますので、ご注意ください。

3 その他留意事項について

- 広島市のインフルエンザは、以下の点に注意してください。
 - ① インフルエンザ予診票へ、医療機関コードを記入してください。
 - ② インフルエンザ予診票の「実施場所等」の欄へ、電話番号も記入してください。
 - ③ インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌の予防接種券の「家族等」の欄は全て記入してください。
- 尾道市被接種者が高齢者肺炎球菌を接種する場合は、「令和元年度高齢者肺炎球菌定期予防接種ご案内」のハガキを持参されますので、予診票の裏面へハガキの氏名が表になるようにノリ付けして、国保連合会へ提出してください。

担当：療養費係

電話：082-554-0779